

令和6年4月から製品プラスチック の資源回収が始まります

製品（硬質）プラスチックとは

「容器」や「包装」ではなく（マークが無いもの）、
そのものの自体が製品であり**硬い**プラスチックのことです。
キャッシュカード程度の厚さと硬さが目安です。



●対象のプラスチック（以下の**20品目**のみ）

※プラスチックの割合が7割以上であり、以下の硬いプラスチック

- | | | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| ①衣装ケース | ②プランター | ③クーラーボックス | ④ハンガー |
| ⑤書類トレイ | ⑥風呂イス | ⑦計量カップ | ⑧コップ |
| ⑨ざる | ⑩ボウル | ⑪バケツ | ⑫ちりとり |
| ⑬ごみ箱 | ⑭手おけ | ⑮洗面器 | ⑯洗濯かご |
| ⑰遊具 | ⑱じょうろ | ⑲CD・DVD・ケース | ⑳工具箱 |

●回収日

毎月**2回目の水曜日**（粗大ごみの日と同じ）

●出し方

- ①プラスチック以外が付いている場合は、プラスチックの割合が7割以上になるように分別する
 - ②少し汚れているものは、ある程度きれいにする
 - ③中が見える袋に入れ、袋に大きく「プラ」と書き、
可燃ごみと区別できるように粗大ごみの近くに出す
 - ④大きな硬質プラスチックは破碎せずにそのまま出す
- ※分別が難しい場合は、従来どおりの可燃ごみとして出してください。

●対象外の品（一例）

ホース、ゴム製品、ブルーシート、園芸シート、
フィルター、カーマット、救命胴衣、スーツケース、
剣道防具（プラスチック部分以外）、
泥などの汚れが多く付いているプラスチックなど

●回収を始める理由

小笠原村の焼却炉は建設から 25 年経過し、老朽化がかなり進行しています。この施設が故障してごみの焼却が停止することがないよう、燃やすごみをできるだけ減らし、焼却炉の負担を軽減する必要があります。

また、海洋プラスチックごみ問題、温暖化対策などにより、国においても「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月に施行されました。この法律では、「市町村は製品プラスチックの分別収集や再商品化に努めること」とされています。



●プラスチックのリサイクル

回収したプラスチックは、本土のリサイクル業者に送り、破砕などの処理をした後、さまざまな再生製品に生まれ変わります。

まずは無理なく、できることから始めてください。

分別で分からないことがあれば以下の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

混ぜれば「ごみ」分ければ「資源」！

【問合せ先】 小笠原村 環境課 生活環境係 2-2270